



厚生労働省福島労働局 発表

平成 27 年 11 月 20 日

担当

福島労働局労働基準部監督課

監督課長 高橋 仁

主任監察監督官 塩原 哲朗

電話 024 (536) 4602

## 東電福島第一原発の廃炉作業を行う事業者に対する 監督指導結果について

福島労働局（局長 引地 睦夫）においては、東日本大震災に伴う東電福島第一原発における廃炉作業（以下「廃炉作業」という。）に従事する労働者の労働条件や安全衛生の確保を図るため、廃炉作業を行う事業者に対し、重点的な監督指導を実施しています。今般、平成 27 年 9 月 30 日までの間に実施した監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。

### 監督指導結果の概要

- 監督実施事業者数 **724 事業者**  
うち労働基準関係法令違反があった事業者  
**409 事業者（違反率 56.5%）**
- 違反件数 **656 件**
  - 労働条件関係 **406 件**  
(割増賃金の支払、労働時間、労働条件の明示など)
  - 安全衛生関係 **250 件**  
(線量当量の測定、保護具の着用、健康診断結果の報告など)
    - うち電離放射線障害防止規則違反関係 **113 件**
    - その他の労働安全衛生法違反関係 **137 件**

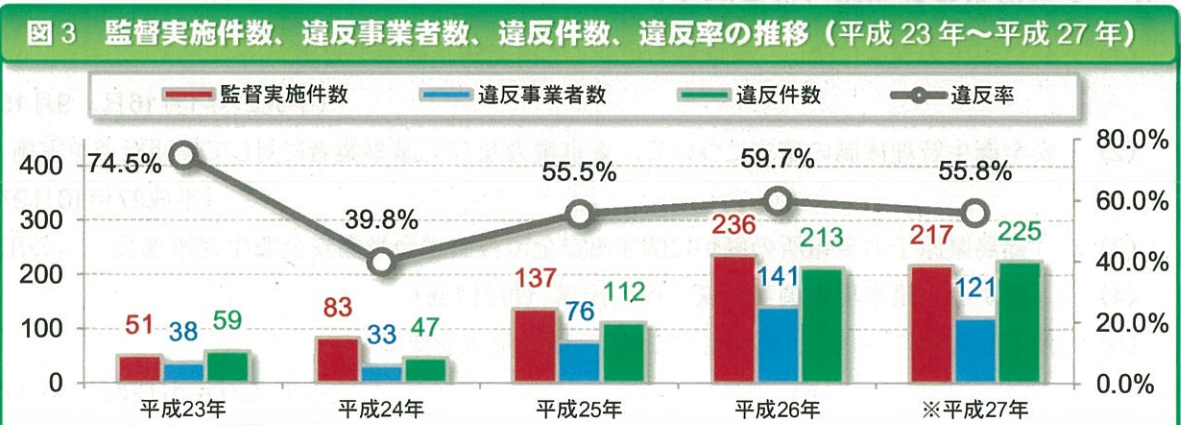
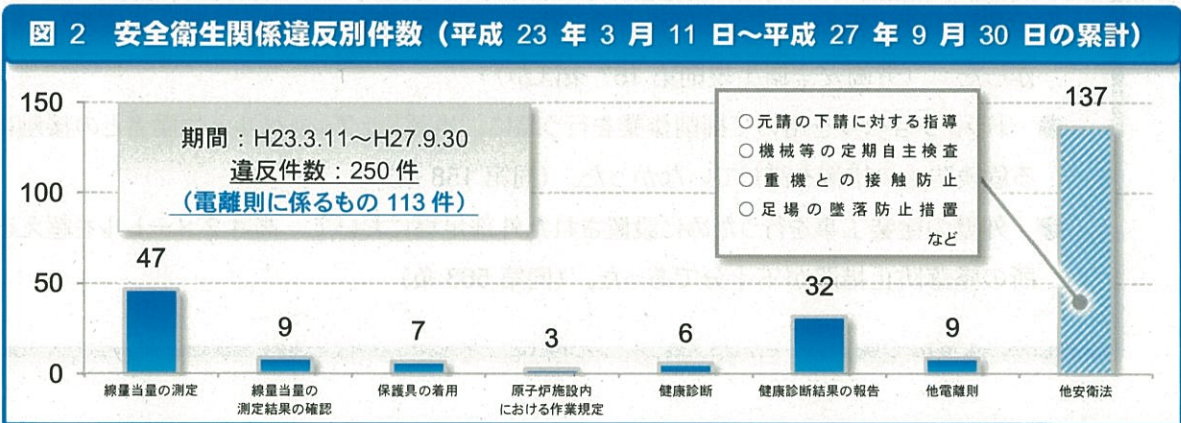
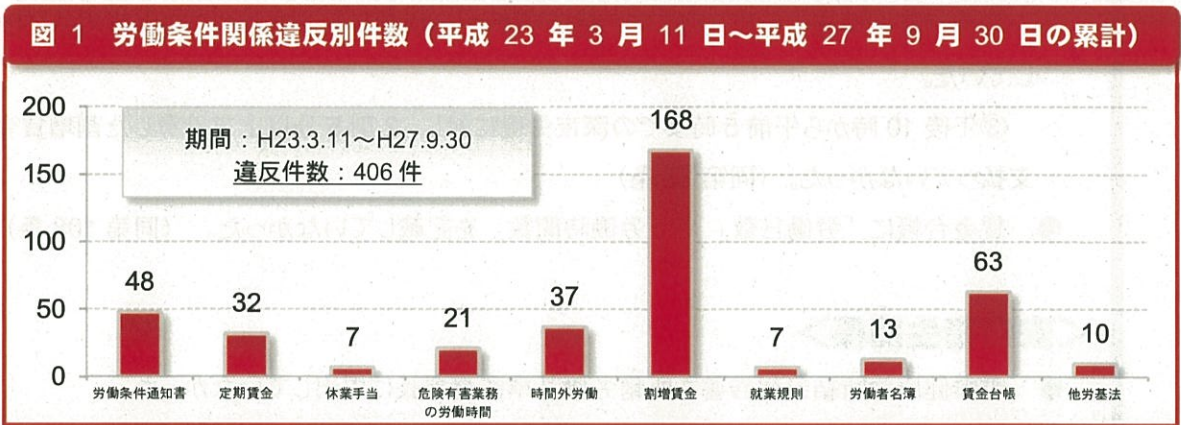
福島労働局では、引き続き、廃炉作業を行う事業者に対して、重点的に監督指導を行い、法令遵守の徹底、及び、平成 27 年 8 月 26 日策定「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理のためのガイドライン」に定める措置の適切な実施を指導してまいります。

1 監督指導結果

(1) 福島労働局において実施した監督指導の実施事業者数は724事業者でした。このうち、何らかの労働基準法、労働安全衛生法違反が認められたのは409事業者(違反率56.5%)でした。

これらの事業者に対しては、是正に向けた指導を行いました。

違反件数は656件で、このうち、労働条件関係では、①割増賃金の支払(労働基準法第37条)、②賃金台帳の作成(同第108条)、③労働条件通知書の交付(同第15条)など406件(図1)の違反が認められ、安全衛生関係の違反は、①線量当量の測定(電離則第8条)、②健康診断の結果報告(同第58条)、③線量当量の測定結果の確認(同第9条)、など250件(うち電離則に係るもの113件)(図2)の違反が認められました。(詳細は資料2、関連法条文は資料3を参照。)



※平成27年は9月30日までの数

(2) 平成27年における主な違反事例は以下のとおりです。

### <労働条件関係>

- 労働者を雇い入れる際、労働条件を記した書面（労働条件通知書）に、賃金額や諸手当の金額、有期労働契約の更新の有無などを記載していなかった。（労働基準法第15条）
- 食費や家賃などについて、労使協定を締結せずに賃金から天引きしていた。  
（同第24条）
- 労使協定の締結・届出をせず、1日8時間、1週40時間を超える時間外労働を行わせていた。（同第32条）
- ①週40時間を超える時間外労働に対し、2割5分以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。  
②割増賃金単価の算定に際して、危険手当などの諸手当を含めず、基本給のみで計算していた。  
③午後10時から午前5時までの深夜労働に対し、2割5分以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。（同第37条）
- 賃金台帳に「労働日数」や「労働時間数」を記載していなかった。（同第108条）

### <安全衛生関係>

- 電離健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかった。  
（電離則第58条）
- 車両系建設機械（ドラグショベル等）について、定期自主検査（点検）を実施していなかった。（労働安全衛生規則第167条ほか）
- ドラグショベルを用いて掘削作業を行う際に、当該ドラグショベルと労働者との接触による危険防止の措置を講じていなかった。（同第158条）
- 外壁の塗装工事を行うために設置された外部足場において、高さ2メートルを超える場所の墜落防止措置が不十分であった。（同第563条）

## 2 その他の主な取組（平成27年）

- (1) 死亡災害の発生に関し、東京電力に対して再発防止徹底を要請  
(平成27年1月16日、9月15日)
- (2) 安全衛生管理体制の確立について、東京電力及び元請事業者に対して集団指導を実施  
(平成27年10月27日)
- (3) 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」への出席
- (4) 「廃炉・汚染水現地調整会議」への出席（毎月1回）
- (5) 熱中症対策について、東京電力に対して防止徹底を要請  
(平成27年5月25日、8月7日)

など

表 1 監督指導実施状況

項 目	期 間	23年	24年	25年	26年	27年	合計
		3月～12月	1月～12月			1月～9月	
監督実施事業者数		51	83	137	236	217	724
違反事業者数		38	33	76	141	121	409
違反率 (%)		74.5%	39.8%	55.5%	59.7%	55.8%	56.5%
違反件数		59	47	112	213	225	656
	うち労働条件関係	0	18	71	138	179	406
	うち安全衛生関係	59	29	41	75	46	250

表 2 主な違反内容

## (1) 労働基準法違反

条文	項 目	期 間	23年	24年	25年	26年	27年	合計
			3月～12月	1月～12月			1月～9月	
第 15 条	労働条件の明示		0	6	3	14	25	48
第 24 条	定期賃金の支払 ※		0	0	5	11	16	32
	(主な内訳)	・労使協定の締結なく、親睦会費や寮費・食費等を賃金から控除していたもの	0	0	3	7	8	18
	・健康診断や内部被ばく測定に要した時間に対する賃金を支払っていないもの	0	0	0	3	0	3	
第 26 条	休業手当の支払		0	0	0	0	7	7
第 32 条	法定労働時間		0	0	7	7	23	37
第 36 条	健康上有害な業務の労働時間		0	0	18	3	0	21
第 37 条	割増賃金の支払		0	5	21	81	61	168
第 107 条	労働者名簿の作成		0	3	4	2	4	13
第 108 条	賃金台帳の作成		0	4	12	13	34	63

※ 「主な内訳」の各項目にそれぞれ違反がある場合は重複計上しており、また「主な内訳」以外にも違反の態様があるため、「定期賃金の支払」の件数と「主な内訳」の件数の合計は一致しない。

## (2) 労働安全衛生法・電離則違反

条文 (安衛法)	条文 (電離則)	項 目	23年	24年	25年	26年	27年	合計
			3月～12月	1月～12月			1月～9月	
第 22 条	第 8 条	線量当量の測定	38	2	7	0	0	47
	第 9 条	線量当量の測定結果の確認	0	0	0	6	3	9
	第 38 条	呼吸用保護具	3	0	2	2	0	7
	第 41 条の 12	原子炉施設における作業規程	0	0	3	0	0	3
第 66 条	第 56 条	特殊健康診断の実施	0	1	5	0	0	6
第 100 条	第 58 条	健康診断結果の報告	0	11	6	13	2	32

## (3) 労働安全衛生法・安衛則違反

条文 (安衛法)	条文 (安衛則)	項 目	23年	24年	25年	26年	27年	合計
			3月～12月	1月～12月			1月～9月	
第 14 条	第 18 条	作業主任者の氏名等の周知	0	0	0	1	4	5
第 20 条	第 563 条	足場の作業床	0	0	1	0	3	4
第 23 条	第 540 条	通路	0	1	0	1	1	3
第 29 条	—	元方事業者の講ずべき措置	9	7	7	22	15	60
第 45 条	第 167 条	車両系建設機械の定期自主検査	0	0	0	1	2	3
第 66 条	第 45 条	特定業務従事者の健康診断	0	4	1	0	0	5

## 関連法条文一覧

## 労働基準法（抄）

## （労働条件の明示）

## 第十五条

- 1 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。
- 2 前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。
- 3 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

## （賃金の支払）

## 第二十四条

- 1 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

## （休業手当）

## 第二十六条

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

## （労働時間）

## 第三十二条

- 1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

### 第三十六条

- 1 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

(第2項以下 略)

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

### 第三十七条

- 1 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- 2 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。
- 3 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。
- 4 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- 5 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

(労働者名簿)

第一百七条

- 1 使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。
- 2 前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。

(賃金台帳)

第一百八条

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

## 労働安全衛生法（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

（元方事業者の講ずべき措置等）

第二十九條

- 1 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。
- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

（健康診断）

第六十六條

- 1 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。
- 2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

（第3項以下 略）

（健康診断の結果の記録）

第六十六條

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第六十六條第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前條の規定による健康診断の結果を記録しておかななければならない。

（報告等）

第百條

- 1 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（第2項以下 略）



## 電離放射線障害防止規則（抄）

（放射線業務従事者の被ばく限度）

### 第四条

- 1 事業者は、管理区域内において放射線業務に従事する労働者（以下「放射線業務従事者」という。）の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の放射線業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び第六条に規定するものを除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

（緊急作業時における被ばく限度）

### 第七条

- 1 事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じた場合における放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業（以下「緊急作業」という。）を行うときは、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の放射線業務従事者については、第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。
- 2 前項の場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。
  - 一 実効線量については、百ミリシーベルト
  - 二 眼の水晶体に受ける等価線量については、三百ミリシーベルト
  - 三 皮膚に受ける等価線量については、一シーベルト
- 3 前項の規定は、放射線業務従事者以外の男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の労働者で、緊急作業に従事するものについて準用する。

（線量の測定）

### 第八条

- 1 事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。
- 2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）について行うものとする。ただし、次項の規定により、同項第三号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行う測定は、七十マイクロメートル線量当量について行うものとする。
- 3 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いてこれを測定することが著しく困難な場合には、放射線測定器によつて測定した線量当量率を用いて算出し、これが著しく困難な場合には、計算によつてその値を求めることができる。
  - 一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部、その他の女性にあつては腹部

- 二 頭・頸部、胸・上腕部及び腹・大腿部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（これらの部位のうち最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部・上腕部、その他の女性にあつては腹・大腿部である場合を除く。）
- 三 最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が頭・頸部、胸・上腕部及び腹・大腿部以外の部位であるときは、当該最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（中性子線の場合を除く。）
- 4 第一項の規定による内部被ばくによる線量の測定は、管理区域のうち放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者について、三月以内（一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）及び妊娠中の女性にあつては一月以内）ごとに一回行うものとする。ただし、その者が誤つて放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取したときは、当該吸入摂取又は経口摂取の後速やかに行うものとする。
- 5 第一項の規定による内部被ばくによる線量の測定に当たつては、厚生労働大臣が定める方法によつてその値を求めるものとする。
- 6 放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者は、第三項ただし書の場合を除き、管理区域内において、放射線測定器を装着しなければならない。

（線量の測定結果の確認、記録等）

#### 第九条

- 1 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。
- 2 事業者は、前条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。
  - 一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計（五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのない者にあつては、三月ごと及び一年ごとの合計）
  - 二 女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）の実効線量の一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計（一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあつては、三月ごと及び一年ごとの合計）
  - 三 人体の組織別の等価線量の三月ごと及び一年ごとの合計
  - 四 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計
- 3 事業者は、前項の規定による記録に基づき、放射線業務従事者に同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならない。

(容器)

第三十七条

- 1 事業者は、放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくときは、容器を用いなければならない。ただし、容器に入れることが著しく困難なものについて、外部放射線を遮蔽するため、若しくは汚染の広がりを防止するための有効な措置を講じたとき、又は放射性物質取扱作業室内において運搬するときは、この限りでない。

(第2項 略)

- 3 事業者は、第一項本文の容器には、放射性物質又は汚染物を入れるものである旨を表示しなければならない。
- 4 事業者は、放射性物質を保管し、貯蔵し、運搬し、又は廃棄のために一時ためておく容器には、次の事項を明記しなければならない。
  - 一 その放射性物質の種類及び気体、液体又は固体の区別
  - 二 その放射性物質に含まれる放射性同位元素の種類及び数量

(呼吸用保護具)

第三十八条

- 1 事業者は、第二十八条の規定により明示した区域内の作業又は緊急作業その他の作業で、第三条第三項の厚生労働大臣が定める限度を超えて汚染された空気を吸入するおそれのあるものに労働者を従事させるときは、その汚染の程度に応じて防じんマスク、防毒マスク、ホースマスク、酸素呼吸器等の有効な呼吸用保護具を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の作業に従事する間、同項の保護具を使用しなければならない。

(保護具)

第三十九条

- 1 事業者は、別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのある作業に労働者を従事させるときは、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の作業に従事する間、同項に規定する保護具を使用しなければならない。

(喫煙等の禁止)

第四十一条の二

- 1 事業者は、放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 2 労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

(原子炉施設における作業規程)

第四十一条の十二

1 事業者は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設及び同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。第五十二条の七第一項において同じ。）の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物を取り扱う作業を行うときは、これらの作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。

- 一 作業の方法及び順序
- 二 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置
- 三 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去に関する措置
- 四 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置

(第2項 略)

(健康診断)

第五十六条

1 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
- 二 白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 四 白内障に関する眼の検査
- 五 皮膚の検査

(第2項以下 略)

(健康診断の結果の記録)

第五十七条

事業者は、前条第一項の健康診断（法第六十六条第五項 ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条及び第五十九条において「電離放射線健康診断」という。）の結果に基づき、電離放射線健康診断個人票（様式第一号の二）を作成し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

(健康診断結果報告)

第五十八条

事業者は、第五十六条第一項の健康診断（定期のものに限る。）を行なったときは、遅滞なく、電離放射線健康診断結果報告書（様式第二号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

## 労働安全衛生規則（抄）

### （接触の防止）

#### 第百五十八条

- 1 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りではない。
- 2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

### （定期自主検査）

#### 第百六十七条

- 1 事業者は、車両系建設機械については、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。
  - 一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
  - 二 クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デフアレンシヤルその他動力伝達装置の異常の有無
  - 三 起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
  - 四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナツクル、ロツド、アームその他操縦装置の異常の有無
  - 五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユウその他ブレーキの異常の有無
  - 六 ブレード、ブーム、リンク機構、バケット、ワイヤロープその他作業装置の異常の有無
  - 七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無
  - 八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
  - 九 車体、操作装置、ヘッドガード、バツクストツパー、昇降装置、ロツク装置、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書の車両系建設機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

### （作業床）

#### 第五百六十三条

- 1 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

（以下 略）